

令和4年度
財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

4世監第226号
令和5年3月29日

世田谷区議会議長様
世田谷区長様

世田谷区監査委員	田中文子
同	中根秀樹
同	上島義盛
同	河村みどり

令和4年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の対象等	1
2	監査の範囲	3
3	実施期間	3
4	実施方法	3
5	着眼点	4
第2	監査の結果	6
1	総括意見	6
2	団体別の監査結果	10
	公益財団法人せたがや文化財団	11
	公益財団法人世田谷区産業振興公社	16
	一般財団法人世田谷トラストまちづくり	21
	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団	26
	株式会社世田谷川場ふるさと公社	32
	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	37
	社会福祉法人世田谷ボランティア協会	42
	株式会社我喜大笑	44
	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	46
	社会福祉法人武蔵野会	49

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）に基づき実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象等

区が出資や出えんを行っている団体（以下「出資団体」という。）、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの（以下「補助団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている指定管理者（以下「指定管理者」という。）のいずれかに該当するもののうち、令和4年度は次の10団体及び担当所管部（課）を監査の対象とした。

注：補助の額は令和3年度決算額である。単位未満を四捨五入した。

注：指定管理者の指定期間は、令和3年度及び令和4年度に係る指定期間を記載した。

公益財団法人せたがや文化財団

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 8億円	生活文化政策部 （文化・国際課）
補助団体	補助金 11億9,246万円	
指定管理者	監査対象とした施設：世田谷文化生活情報センター 指定期間：平成29年4月から令和4年3月まで 令和4年4月から令和9年3月まで	

公益財団法人世田谷区産業振興公社

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 5億円	経済産業部 （商業課）
補助団体	補助金 3億8,668万円	生活文化政策部 （文化・国際課）

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 5億円	都市整備政策部 （都市計画課、住宅管理課）
補助団体	補助金 3億3,103万円	みどり33推進担当 部（みどり政策課）

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 500 万円	高齡福祉部 (高齡福祉課)
補助団体	補助金 4 億 159 万円	

株式会社世田谷川場ふるさと公社

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出資金 3,000 万円 (出資比率 75%)	生活文化政策部 (区民健康村・ふるさと・交流推進課)
指定管理者	監査対象とした施設：世田谷区民健康村 富士山ビレジ・中野ビレジ 指定期間：平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月まで 令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月まで	

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 8,551 万円	経済産業部 (工業・ものづくり・雇用促進課) 土木部 (交通安全自転車課)
指定管理者	監査対象とした施設：自転車等駐車場 指定期間：令和 3 年 4 月から令和 8 年 3 月まで	

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 1 億 6,441 万円	保健福祉政策部 (生活福祉課) 障害福祉部 (障害者地域生活課)

株式会社我喜大笑

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 9,155 万円	保育部 (保育認定・調整課)

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

区分	内容	担当所管部（課）
指定管理者	監査対象とした施設：保健医療福祉総合プラザ 指定期間：令和2年4月から令和7年3月まで	保健福祉政策部 （保健医療福祉推進課）

社会福祉法人武蔵野会

区分	内容	担当所管部（課）
指定管理者	監査対象とした施設：九品仏生活実習所・中町分場 指定期間：令和2年4月から令和7年3月まで	障害福祉部 （障害者地域生活課）

2 監査の範囲

令和3年度及び令和4年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間

監査は、令和4年10月から令和5年1月までの間に実施した。

4 実施方法

(1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。

(2) 事務局による監査

監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査

次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

公益財団法人せたがや文化財団
 公益財団法人世田谷区産業振興公社
 一般財団法人世田谷トラストまちづくり
 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
 株式会社世田谷川場ふるさと公社
 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
 社会福祉法人世田谷ボランティア協会
 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

社会福祉法人武蔵野会

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

また、新型コロナウイルス感染症による影響についても検証した。

(1) 出資団体

出資や出えん(以下「出資等」という。)の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着眼して監査を実施した。

また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着眼して監査を実施した。

団体

ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。

ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。税申告は適正に行われているか。

エ 事業運営及び財政状況は良好か。

オ 会計経理及び財産管理は適切か。

担当所管部

ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。

イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。

(2) 補助団体

補助金等の対象となっている事業(以下「補助対象事業」という。)が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着眼して監査を実施した。

団体

ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。補助対象事業経費の算定は適正か。

イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。

ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。

オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

担当所管部

- ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。
- イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。
- ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。
- エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施した。

指定管理者

- ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
- ウ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。
- エ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。
- オ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。
- カ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
- キ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- ク 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- ケ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。

担当所管部

- ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- イ 事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
- エ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- オ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。
- カ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和4年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。ただし、固有の課題等が認められた団体については、その旨を監査結果に記載した。なお、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、団体及び担当所管部においては適正な事務の執行に努められたい。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、外郭団体の経営や、補助団体、指定管理者の事業運営に多大な影響を及ぼしてきた。事業の縮小や一時休止を余儀なくされながらも、感染防止策を講じ、創意工夫を図りながら事業を展開されたことを評価する。今後も新型コロナウイルス感染症による影響は継続すると思われるが、引き続き円滑な運営を行われるよう要望する。今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等については、次のとおりである。

(1) 外郭団体の経営について

出資団体をはじめとする外郭団体は、効率的かつ効果的な公共サービス提供のため、専門性の高い事業や収益性が低く民間事業者が参入しにくい事業に、民間手法を取り入れ運営することを目的に設置された。

一方、NPO等公共サービスの担い手が充実し、官から民への流れが加速するなど、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化してきた。

こうした中、区は、令和4・5年度「世田谷区未来つながるプラン（実施計画）」で、各外郭団体においては、設立目的に沿って、団体の存在意義や事業の公益性・必要性の見直しを進め、自主性・自立性を高めるよう、コンプライアンス向上などガバナンスを一層強化するとしている。また、各外郭団体は、持続可能な開発目標(SDGs)やデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進など社会状況の変化を見極めながら改革を推進する必要がある。

このような状況下で、今回の監査では次のような事例が見受けられた。

- ・取締役会の付議案件について、実際には取締役会で決議されていたものの、稟議取扱規程上の決定権者は代表取締役となっており、規程と実態が整合していなかった。また、監査役が作成した監査報告書で、計算書類における個別注記表の監査結果の記載が漏れていた。
- ・財務規程で「経理責任者は、予算額をこえる支出を行ってはならない。」と定められているが、補正予算が理事会で承認された令和4年3月時点で、令和3年度の予算を超過した支出が発生していた。

- ・財務諸表に対する注記の「重要な会計方針」と、実際の会計処理が整合して
いなかった。
- ・計算書類の附属明細書(補助金事業等収益明細書)で、補助金額の誤記があり、
事業活動計算書と整合していなかった。
- ・現金を取り扱う事務所の一部で現金が本部預金口座に入金されるまで簿外と
なっていた。
- ・公益法人会計システムで、退職者など使用権限のない人のアクセス権が削除
されずに残っていた。

団体は、改めて、規程が関係法令に基づき適切に整備されているかを確認し、
定めに沿った適正な事務を行うよう徹底されたい。併せて、現金・預金の取扱
いや情報管理上の不備は、事故や不正につながりかねないことを再認識し、適
正管理に努められたい。

また、令和4年1月1日に施行された改正電子帳簿保存法や、令和5年10
月に導入予定のインボイス制度等、制度改正への対応も適切に行う必要がある。
職員の退職や人事異動の際も適切な事務処理を継続できるよう、組織内での情
報共有とノウハウの継承に留意されたい。

担当所管部は、各団体の事業運営や財政状況を十分把握し適切な指導・調整
に一層努められたい。併せて、外郭団体連絡協議会などを活用して団体間の情
報共有を図るなど、適正な財務会計事務に向けた取組みを支援するよう要望す
る。

(2) 補助金の適正な執行について

区の補助金は、地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある
場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。また、世
田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)に基づき、補
助金ごとに交付要綱を設け、補助の対象者や事業、経費等を定めて補助事業を
実施するとしている。補助金の執行に当たっては、公益上の必要性を客観的に
判断し、交付申請書を適正に審査した上で、交付決定する必要がある。また、
補助事業終了時には、実績報告書の提出を求め、補助事業の成果や収支計画に
関する事項等を確認するなど、補助金の適正な執行と公平性・透明性を確保し
なければならない。補助金は、区民から徴収された税金その他貴重な財源で賄
われることから、補助金に関する事務処理においても、補助団体及び区は、区
民への説明責任を果たすことが重要となる。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・補助金交付申請額内訳書で、補助対象事業経費を上回る申請額が記載された
申請書類があった。

- ・補助金交付申請で、補助対象事業経費の記載が誤っている書類があった。
- ・補助対象事業で、当初計画になかった追加事業の契約行為が、書面で行われていないものがあった。
- ・2つの補助金の収支報告書に、同一の業務委託費が補助対象事業経費として記載されていた。
- ・収支報告書に記載された補助対象事業経費が、会計帳簿と合致していなかった。
- ・交付申請書が提出されてから、交付決定までに5か月以上を要した事例や、補助金の交付請求を受けてから支出までに3か月以上を要した事例等があった。
- ・四半期毎と年度末の実績報告の内容に大きな差異があるが、そのまま収受されていた。

補助金の交付申請や実績報告の不備、補助対象事業経費の妥当性が不明確な事例からは、補助金に係る事務の形骸化が懸念される。こうした事務処理上の不備は、補助対象事業の必要性、有効性についての疑念を招きかねない。

各団体は、このことを再認識し、補助金に係る事務のチェック機能の強化とコンプライアンスの徹底に留意し、遺漏のないよう取り組まれない。

担当所管部には、補助金交付申請の受理から精算に至るまで、補助金交付要綱等に沿った適正な事務手続きが求められているが、交付決定や支出手続きの遅れが見受けられた。補助金に係る事務手続きの進捗管理と、団体への指導を徹底されたい。

また、補助金交付額に影響はなかったものの、書類審査が十分とは言えない事例があったことから、補助金に係る事務の基本的な審査項目を明文化するなど、適正な事務処理方法を組織内で共有・継承し、審査体制の強化に取り組まれない。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用することにより、住民サービスの向上・経費の節減等を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成することとしている。区は、令和2年1月に、指定管理者制度に関する基本的な考え方、統一的な基準、標準的な事務手順等を定めた「指定管理者制度運用に係るガイドライン」を策定した。これに基づき、区は、指定管理者からの適正な事業報告を受けるとともに、区と指定管理者との間の協定や業務に関する仕様書の作成及び業務執行に伴う指示等を適切に行う必要がある。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・協定書で報告するよう定められた、建築物定期点検業務の実施報告書が区に提出されていなかった。
- ・指定管理事業で集計した人件費の2%が、指定管理事業以外のその他事業に振り替えられ、その他事業に係る人件費の20%が指定管理事業に振り替えられていたが、振替割合の合理的な根拠が不明確だった。
- ・指定管理施設の収支状況が、利用料金制に係る収支部分を含めずに公表されていた。
- ・年度協定書では指定管理料を月毎に請求・支出することになっているが、令和3年4月から9月分の指定管理料が10月にまとめて請求・支出されていた。
- ・指定管理者が、通常業務とは別に指定管理施設で自主事業を行う場合、区の事前承認を受ける必要があるが、事前申請を行っていなかった。
- ・収支報告書に、指定管理者の通常業務が、自主事業と誤記されていた。

指定管理の実績報告に漏れがあると、担当所管部は施設の管理状況の妥当性を確認できない。また、指定管理料の配賦基準や収支等が不明確であると、担当所管部は、指定管理に係る収支を正確に把握できず、指定管理料の積算等が適切にできなくなる懸念がある。

各団体は、適正な管理運営業務を履行するとともに、正確な事業報告を行い、指定管理料の積算根拠を明確にされたい。

担当所管部は、指定管理業務に関する収支状況等の正確な把握に努めるとともに、住民サービスの向上及び経費の節減等を図り、公の施設の収支状況を適切に公表するよう留意されたい。

また、指定管理者の業務内容は、「指定管理者制度運用に係るガイドライン」の中で、通常業務、指定管理者制度の自主事業、行政財産の使用許可による自主事業の3つに分類され、担当所管部は、指定管理者が行う事業が何に該当するのか把握すること、としている。さらに、当該事業がどの自主事業に該当するかによって、収入の帰属先や費用負担、事業報告のあり方なども異なることから、担当所管部と団体間で、各事業の位置づけを整理されたい。

加えて、指定管理業務の適正な遂行を確認するには、指定管理者に正確な事業報告を求めるとともに、担当所管部のチェック漏れを防ぐ必要がある。担当所管部は、協定書等の業務内容を指定管理者と改めて再確認し、正確・適正な業務執行にあたるよう指導・調整されたい。

2 団体別の監査結果

令和4年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。
なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「」で記載した。

公益財団法人せたがや文化財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和5年1月20日

実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷文化生活情報センターの担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年12月6日、8日、15日

実施内容 公益財団法人せたがや文化財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である世田谷文化生活情報センターの担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月18日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人せたがや文化財団の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区太子堂四丁目1番1号

設立年月日

平成15年4月1日

(財団法人世田谷区美術振興財団と財団法人世田谷区コミュニティ振興交流財団を統合して設立。平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

設立目的

世田谷区において幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動・市民活動・交流活動を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与する。

組織(令和4年9月30日現在)

理事会 11人(理事長1人、常務理事4人、理事6人)

監事 2人

評議員会 11人

職員 137人(常勤94人、非常勤43人)

理事長 1人

事務局 11人(うち常務理事兼務1人)

世田谷文化生活情報センター 68人(うち常務理事兼務1人)

芸術監督 1人

音楽監督 1人

世田谷美術館 37人(うち常務理事兼務1人)

世田谷文学館 18人(うち常務理事兼務1人)

主な事業内容

- ア 文化芸術の振興に資する展覧会、公演等の企画、実施及び調査研究
美術作品、文学作品の展示、演劇公演等、質の高い芸術文化を区民に提供する事業及び芸術文化作品や文化振興に係る調査研究事業を実施している。
- イ 区民の自主的な文化創造活動の支援及び教育普及に関する事業
区民の自主的な文化創造活動を支援するため、活動場所の提供や講座開催などを行っている。また、文化芸術への関心を喚起するため教育普及事業を実施している。
- ウ 市民活動の支援及び振興に関する事業
NPO活動等区民の自主的なコミュニティ活動の支援と振興に関する事業を実施している。

エ 国際的な文化交流及び市民交流の推進に関する事業

海外の芸術文化紹介や在住外国人との交流、市民間の姉妹都市交流などを支援する事業を実施している。

オ 世田谷区から受託する文化振興及び交流に関する事業並びに施設の管理運営

区から文化振興事業の実施及び関連施設の管理運営を受託している。

カ 公益事業の推進に資するための物品及び飲食物の販売事業

施設利用者へのサービス向上や文化振興及び区民の交流活動を支援するため、関連物品や飲食物の販売を行っている。

令和3年度決算状況（令和2年度決算状況）

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
一般正味財産の部		
(A) 経常収益計	2,542,729,444	2,441,878,639
(B) 経常費用計	2,518,620,905	2,410,404,371
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	24,108,539	31,474,268
(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	4,964	517,531
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	4,964	517,531
(G) 他会計振替前当期一般正味財産 増減額 (C) + (F)	24,103,575	30,956,737
(H) 法人税、都民税及び事業税	140,000	0
(I) 当期一般正味財産増減額 (G) - (H)	23,963,575	30,956,737
(J) 一般正味財産期首残高	752,047,819	721,091,082
(K) 一般正味財産期末残高 (I) + (J)	776,011,394	752,047,819
指定正味財産の部		
(L) 指定正味財産期首残高	805,844,000	800,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	806,466,000	805,844,000

正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高 (K) + (M)	1,582,477,394	1,557,891,819

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

出資等

区は、平成15年4月の財団法人設立に当たり、基本財産8億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

補助金

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人せたがや文化財団に対する補助金	1,942,441,250	1,192,463,000
世田谷文化生活情報センター 世田谷文化生活情報センターの事業運営に係る経費	950,021,119	322,799,000
世田谷美術館 世田谷美術館（分館3館を含む）の事業運営に係る経費	139,671,773	70,491,000
世田谷文学館 世田谷文学館の事業運営に係る経費	94,221,770	47,711,000
事務局 事務局の運営に係る経費	66,415,990	59,352,000
事業人件費 事業の実施に係る人件費	687,781,598	687,781,000
臨時的な事業費 情報ガイド発行経費	4,329,000	4,329,000
合計	1,942,441,250	1,192,463,000

公の施設の管理

区は、世田谷文化生活情報センター、世田谷美術館（分館3館を含む。）及び世田谷文学館について、平成29年度から令和3年度まで及び令和4年度から令和8年度まで、公益財団法人せたがや文化財団を指定管理者として

指定している。

令和3年度の指定管理料は、合計4億9,253万9,075円となっている。そのうち、今回監査対象とした世田谷文化生活情報センター(世田谷区太子堂四丁目1番1号)の指定管理料は2,922万5,300円である。

また、世田谷文化生活情報センターの施設のうち劇場施設の管理については、利用料金制を導入している。令和3年度の利用料金収入は、1,974万6,682円である。

世田谷文化生活情報センターの令和3年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	29,225,300	人件費	5,254,000
		施設維持管理経費	20,792,236
合計	29,225,300	合計	26,046,236
		収支差額	3,179,064

3 監査の結果

公益財団法人せたがや文化財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である世田谷文化生活情報センターの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、世田谷美術館におけるイベントの一部において、事業内容に追加があったにもかかわらず、書面での契約締結をせずに実施していた事例が見受けられた。急な事業変更に対しても、適切に対応できるよう、事務体制の整備に努められたい。

また、世田谷文化生活情報センターの収支状況が、利用料金制を導入している劇場施設等の管理に係る収支を含めずに公表されていた。指定管理料等の見直しを行い、令和5年度の収支状況から適正に公表されることが、指定管理者制度の趣旨を踏まえた運用に引き続き努められたい。

公益財団法人せたがや文化財団は、幅広く質の高い芸術・文化事業を展開するとともに、区民の主体的な地域文化創造活動や国際交流等の市民活動を支援する環境の提供に努めている。また、職員の人材活用計画を作成し、人事制度改革に取り組みされてきたことを評価する。コロナ禍においては、安らぎや希望を与え、豊かな人間性をはぐくむ、文化・芸術の力はこれからさらに必要になると考える。引き続き様々な手法を用いるとともに、これまでの豊富な経験を活かしながら、世田谷の文化・芸術振興に向けた更なる取組みに努められることを期待する。

公益財団法人世田谷区産業振興公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和5年1月17日

実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社並びに同財団の担当所管部である経済産業部及び世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年11月28日、12月5日、13日

実施内容 公益財団法人世田谷区産業振興公社並びに同財団の担当所管部である経済産業部及び世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月16日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区産業振興公社の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区太子堂二丁目 16 番 7 号

設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(財団法人勤労者サービス公社の事業を引き継ぎ設立。平成 23 年 4 月 1 日に財団法人から公益財団法人へ移行)

設立目的

世田谷区内の中小企業の経営の安定と発展のため、中小企業へ支援等を行うとともに、区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主、区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民への勤労者福祉事業を行うことにより、地域経済を活性化し、もって活力ある地域社会の実現に寄与する。

組織 (令和 4 年 9 月 30 日現在)

理事会 11 人 (理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 8 人)

監事 2 人

評議員会 11 人

事務局 38 人 (常勤 18 人、非常勤 4 人、臨時等 16 人)

事務局長 (常務理事兼務) 1 人

事務局次長 1 人

総務課 9 人

地域活性支援課 15 人

産業振興課 12 人

主な事業内容

ア 中小企業の振興に係る支援に関する事業

創業者への支援として、創業相談 (ワンストップ相談窓口、電子メールによる簡易な相談、フォローアップ支援として創業専門相談員の派遣)、さらに創業に必要な知識の習得を目的とした創業セミナー等を行っている。

また、中小企業の経営を支援するため、融資あっせん・経営相談等を実施するとともに、商店街への顧問的診断士 (中小企業診断士) の派遣、さらに商店街の人材育成を目的とした商店街経営学校の運営等を行っている。

イ 中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業

区内製造業への理解促進を図るため、世田谷のものづくりを紹介、情報の発信等を行っている。

また、区内中小企業の景況や融資制度、各種セミナー等の情報、区内産

業に関する情報等を掲載した、せたがや産業情報紙「せたがやエコノミクス」の発行を行っている。

ウ 中小企業の振興のための交流の推進に関する事業

世田谷産業プラザ会議室の運営、ものづくり事業等への支援、東京都や東京商工会議所などが主催する産業交流展への出展支援等を行っている。

また、事業者との情報交流を目的とした情報交流サイトを開設・運営している。

エ 雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業

多世代にわたる就労支援の拠点施設である三軒茶屋就労支援センター（三茶おしごとカフェ）を運営し、就労相談、就労支援に取り組んでいる。

また、区内を中心とする採用に積極的な企業とのマッチングの場を提供する就職面接会や経営者向けセミナー等を実施するほか、キャリアカウンセラー出張相談、社会保険・労働相談等を行っている。

オ 中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業（セラ・サービス事業）

区内中小企業に勤務する勤労者等の総合的な福利厚生事業として、個々の企業では独自に実施することが難しい余暇活動助成、健康維持増進、自己啓発促進、給付に関する様々なサービスを提供している。

カ 区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業

世田谷まちなか観光を推進するため、世田谷まちなか観光交流協会の運営を通して参加団体の連携を促進するとともに、三軒茶屋観光案内所の運営等を行っている。

また、世田谷おもてなし・交流・参加実行委員会の事務局として東京2020大会を契機とした様々なプロジェクト事業に取り組んだ。なお、本事業は令和4年3月末をもって終了している。

令和3年度決算状況（令和2年度決算状況）

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	526,375,140	496,473,309
(B) 経常費用計	515,779,499	512,070,615
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	10,595,641	15,597,306

(D) 経常外収益計	0	0
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	0	0
(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	10,595,641	15,597,306
(H) 一般正味財産期首残高	104,504,431	120,101,737
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	115,100,072	104,504,431
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I) + (K)	615,100,072	604,504,431

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

出資等

区は、平成18年4月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

補助金

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区産業振興公社補助金	487,285,635	364,341,658
中小企業の振興に係る支援に関する事業 創業活動支援事業、融資あっせん・経営相談の実施等	38,595,205	30,910,945
中小企業の振興に係る情報の収集、提供及び普及に関する事業 ものづくり事業所の紹介、せたがや産業情報紙の発行等	7,658,956	7,658,956

中小企業の振興のための交流の推進に関する事業 産業交流イベント事業、世田谷産業プラザ会議室の運営等	6,558,709	6,236,764
雇用、就労に係る情報の収集、提供及び普及並びに各種相談等の支援並びに職業紹介に関する事業 三軒茶屋就労支援センターの運営、就労支援セミナーや相談会の実施等	67,650,094	67,645,904
中小企業勤労者福祉の充実及び推進に関する事業 「セラ・サービス」の運営	131,643,786	29,246,461
区内観光に係る情報の収集、提供及び交流に関する事業 世田谷まちなか観光の推進、世田谷ブランドの育成等	27,516,997	16,037,227
事業費人件費	132,405,992	132,405,992
事業費事業事務経費	62,859,970	62,859,970
管理費人件費	5,475,293	5,475,293
管理運営費	3,450,747	2,394,260
特定資産取得支出	3,469,886	3,469,886
世田谷区おもてなし・交流・参加プロジェクト事業補助金	22,338,598	22,338,598
合計	509,624,233	386,680,256

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区産業振興公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

公益財団法人世田谷区産業振興公社は、これまで培ってきた民間の事業手法と関連団体との連携による専門性を活かした地域経済産業に係る総合的な公共サービスを今後も果たしていくことが求められている。新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響や様々な社会状況の変化を見極め、中小企業者の今後の安定的な経営支援に尽力するとともに、自らも経営改革に積極的に取り組み、持続可能な財政運営に努められたい。

一般財団法人世田谷トラストまちづくり

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和5年1月24日

実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年12月6日、12日、16日

実施内容 一般財団法人世田谷トラストまちづくり並びに同財団の担当所管部である都市整備政策部及び世田谷区市民緑地事業補助金の担当所管部であるみどり33推進担当部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月9日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した一般財団法人世田谷トラストまちづくりの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区松原六丁目3番5号

設立年月日

平成18年4月1日

(財団法人世田谷区都市整備公社と財団法人せたがやトラスト協会を統合して設立。平成25年4月1日に財団法人から一般財団法人へ移行)

設立目的

世田谷区において、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することにより、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して生き活きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成に寄与する。

組織(令和4年9月30日現在)

理事会 8人(理事長1人、常務理事1人、理事6人)

監事 2人

評議員会 10人

事務局 57人(常勤31人、非常勤26人)

事務局長(常務理事、管理課長兼務) 1人

管理課 12人

トラストみどり課 27人

地域共生まちづくり課 17人

主な事業内容

ア 環境保全を図るトラスト運動事業

市民緑地、小さな森による民有地のみどり保全、3軒からはじまるガーデニング支援、園芸講習会等による民有地の緑化推進、希少生物自生地の保全等の自然環境の保全と再生、世田谷グリーンインフラ推進事業、歴史的・文化的環境の保全と活用等の活動を行っている。

また、イベントの実施等によるトラスト運動の普及啓発や、賛助会員等のトラストまちづくり会員の拡大、トラストボランティアの育成等を進めている。

イ 地域力を育むまちづくり推進事業

地域共生のいえづくり支援による地域の交流やまちづくり活動を支える場づくりの推進、空き家等地域貢献活用支援事業、世田谷まちづくりファ

ンド助成グループなど区内まちづくり活動団体のノウハウや、人材ネットワークなどの情報発信及び交流機会の提供、まちづくり相談などによる区民主体のまちづくり活動の促進業務等を行っている。また、公共施設等を地域の方々とともに様々に活用し、まちの魅力を高めていくプレイスメイキング事業を行っている。

ウ 参加の輪を広げる普及啓発事業

区内小・中学校の総合学習支援における野鳥観察等への講師派遣や、自然体験教室の開催、トラストまちづくり大学の実施等による環境学習、人材育成を行っている。また、他団体等との連携、協力を行うとともに、情報誌の発行、メールマガジンの配信、ホームページの運営により情報発信を行っている。また、トラストまちづくり事業の発信拠点として、ビクターセンターを運営している。

エ 安心して住み続けられる住まいづくり事業

せたがやの家の運営を行っている。また、区からの受託事業として、住まいサポートセンター事業を運営している。

オ 安全で安心できる公共施設の維持保全事業

公共工事の品質向上や安全性を高めるため講習会を開催し、区内中小事業者の育成を行っている。また、区から児童施設、教育施設、地域施設、福祉施設等公共施設の修繕業務を受託している。

カ 環境共生・地域共生に資する駐車場等の管理運営事業

キャロットパーク及び下高井戸公共駐車場を管理運営している。また、三軒茶屋地区における都市整備事業に活用したSTKハイツを、貸事務所として管理運営している。

また、国分寺崖線散策マップや住民参加の手法をまとめた図書「参加のデザイン道具箱」等啓発グッズの販売を行っている。

令和3年度決算状況（令和2年度決算状況）

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,146,813,238	1,160,759,753
(B) 経常費用計	1,196,348,998	1,171,166,419
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	49,535,760	10,406,666

(D) 経常外収益計	369,000	35,228,689
(E) 経常外費用計	163,000	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	206,000	35,228,689
(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	49,329,760	24,822,023
(H) 一般正味財産期首残高	4,202,915,244	4,178,093,221
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	4,153,585,484	4,202,915,244
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000
(K) 指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I) + (K)	4,653,585,484	4,702,915,244

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

出資等

区は、平成 1 8 年 4 月の財団法人設立に当たり、基本財産 5 億円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は 1 0 0 % である。

補助金

区は、令和 3 年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
一般財団法人世田谷トラストまちづくりに対する補助金	205,513,903	141,957,805
管理部門人件費 役員報酬及び管理部門に関わる 職員の人件費	51,005,366	25,502,683
管理部門運営事務 管理部門運営に係る事務費	16,322,140	7,600,900

トラストまちづくり事業人件費 トラストまちづくり事業に関わ る職員の人件費	138,186,397	108,854,222
一般財団法人世田谷トラストまちづ くりトラストまちづくり事業助成補 助金	42,714,836	37,441,662
トラストまちづくり事業の推進に 係る事業費	42,714,836	37,441,662
世田谷区市民緑地事業補助金	15,896,086	15,827,709
市民緑地の設置及び管理に係る事 業費	15,896,086	15,827,709
世田谷区せたがやの家システム住宅 助成金	72,939,548	72,939,548
家賃等助成金 家賃の額と入居者負担額との差 額分の助成、談話室借上賃料等	60,841,000	60,841,000
運営費助成金 せたがやの家運営に係る附帯事 務費	12,098,548	12,098,548
世田谷区せたがやの家システム福祉 型住宅助成金	62,864,900	62,864,900
家賃等助成金 家賃の額と入居者負担額との差 額分の助成	62,864,900	62,864,900
合計	399,929,273	331,031,624

3 監査の結果

一般財団法人世田谷トラストまちづくりにおいて、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

一般財団法人世田谷トラストまちづくりは、長期間にわたり民有地のみどり保全、創出事業に取り組み、世田谷みどり33の目標実現に寄与するとともに、地域コミュニティの醸成にも尽力されていることを評価する。今後は、安定した経営基盤の確保と専門的能力を備えた人材の育成により、業務効率の高い組織を構築した上で、公益目的事業の拡充に努められたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和5年1月24日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年11月22日、29日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及び担当所管部である高齢福祉部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月4日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区世田谷一丁目23番2号

設立年月日

平成6年9月30日

設立目的

保健福祉サービスを必要とする区民の誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、世田谷区が設置する特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設及び母子生活支援施設の受託運営や訪問看護事業などの公益事業の実施を通し、世田谷区と一体となって社会福祉事業等の推進を図り、区民福祉の増進に寄与する。

組織（令和4年9月30日現在）

理事会	10人（理事長1人、常務理事1人、理事8人）
監事	2人
評議員会	13人
調整役	1人
事務局	731人（常勤321人、非常勤410人）
事務局長（常務理事兼務）	1人
総務課	11人
経営企画課	7人
訪問サービス課	276人
在宅支援課	151人
芦花ホーム	128人
上北沢ホーム	147人
世田谷区福祉人材育成・研修センター	10人

主な事業内容

ア 区からの受託事業

（ア）地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）

誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人が望む生活を続けるために、介護予防への早期取組みや、介護サービス等の相談支援等を総合的に行っている。また、区のまちづくりセンターや社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会と連携し、「福祉の相談窓口」として、障害者（児）や子育て家庭なども対象に、身近な相談支援を行っている。あんしんすこやかセンター28箇所のうち、6箇所の運営を区から受託している。

（イ）母子生活支援施設事業（パルメゾン上北沢）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護し、その自立を促進するために生活の支援等を行っている。

（ウ）世田谷区福祉人材育成・研修センター事業

区の福祉人材の確保・定着・育成を総合的に推進していくことを目的に、人材発掘・就労支援、各種研修等を実施する福祉人材育成・研修セ

ンターの運営を行っている。

イ 自主事業

(ア) 特別養護老人ホーム事業（芦花ホーム、上北沢ホーム）

健全な環境の下で、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等の日常生活上のサービスを提供し、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援している。また、地域におけるサービスの拠点として、施設が有する資源やノウハウを有効に活用し、在宅で暮らす要介護者への支援の取り組みを行っている。

(イ) 短期入所生活介護事業（芦花ホームショートステイ、上北沢ホームショートステイ）

在宅の要介護者とその人らしく自立した生活を継続して営むことができるよう、短期間の入所で介護や機能訓練のサービスを提供している。

(ウ) 地域密着型特別養護老人ホーム事業（^{すま}寿満ホームかみきたざわ）

施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を行うことにより、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援している。また、ユニット型施設の特徴を活かし、小規模な居住空間で利用者一人ひとりの生活リズムを尊重したケアを行っている。

(エ) 訪問介護事業（ヘルパー派遣）

在宅生活を継続する上で支援が必要な高齢者や障害者（児）の居宅等にヘルパー等を派遣し、身体介護、生活（家事）援助、外出の支援等のサービスを提供している。

(オ) 通所介護事業（デイ・ホーム）

在宅の要介護及び要支援高齢者が住み慣れた地域でその方らしく自立した生活を継続して営むことができるよう支援するため、機能訓練をはじめとする、各自に必要なプログラムを提供している。また、家族の身体的・精神的な介護等の負担軽減を図ることを目的に、食事、入浴などの日常生活上のサービスを行っている。

(カ) 訪問看護事業

疾病や障害のある在宅療養者が安心して在宅生活が継続できるよう、24時間365日、看護師・理学療法士等が訪問し適切な看護サービスやリハビリサービスを提供している。また、地域住民への啓発活動や区内の訪問看護師育成を行っている。

(キ) 居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、要介護認定者に適正かつ適切な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成することを通して、介護を必要とする高齢者等が

心身の能力を最大限に活かし、可能な限り自立し、その人らしい生活を継続できるよう支援している。

令和3年度決算状況（令和2年度決算状況）

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
(A) サービス活動収益計	3,528,011,951	3,508,124,354
(B) サービス活動費用計	3,571,460,602	3,632,789,593
(C) サービス活動増減差額 (A) - (B)	43,448,651	124,665,239
(D) サービス活動外増減差額	25,918,503	42,027,927
(E) 経常増減差額 (C) + (D)	17,530,148	82,637,312
(F) 特別増減差額	544,448	348,630
(G) 当期活動増減差額 (E) + (F)	16,985,700	82,288,682
(H) 前期繰越活動増減差額	1,196,048,642	1,392,491,724
(I) 当期末繰越活動増減差額 (G) + (H)	1,179,062,942	1,310,203,042
(J) その他の積立金取崩額	15,510,000	1,271,600
(K) その他の積立金積立額	100,000	115,426,000
(L) 次期繰越活動増減差額 (I) + (J) - (K)	1,194,472,942	1,196,048,642

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

出資等

区は、平成6年9月の社会福祉法人設立に当たり、基本財産500万円の全額を出えんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

補助金

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事業助成補助金	190,517,840	176,128,048
法人運営事業 法人本部運営経費	46,190,086	43,722,891
事業調整事務 事業の連携・調整、効率的かつ効果的なサービス提供のための体制整備経費	61,314,626	61,027,373
障害者就労支援 特別養護老人ホーム（芦花ホーム及び上北沢ホーム）における障害者雇用に係る支援経費	69,384,291	60,782,616
デイ・ホーム保守事業 デイ・ホーム運営に必要な施設保守経費	4,939,408	2,797,618
介護サービス事業者に対するサービス向上等支援 介護サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成等のための介護サービス事業者への情報提供、情報交換等の支援経費	8,689,429	7,797,550
世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金	269,401,518	216,534,000
特別養護老人ホーム芦花ホーム	146,796,177	118,321,000
特別養護老人ホーム上北沢ホーム	122,605,341	98,213,000
世田谷区高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金	5,791,000	5,791,000
感染症対策の装置設置、環境整備、改修工事等の経費	5,791,000	5,791,000
世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金	2,312,803	2,312,803
研修受講の経費	2,312,803	2,312,803
世田谷区高齢者・障害者施設等支援金	225,986	225,000
施設内の消毒等の経費	225,986	225,000
世田谷区介護人材採用活動経費助成金	815,980	600,000
区内における介護サービスに従事する人材を確保するための活動に対する助成金	815,980	600,000
合計	469,065,127	401,590,851

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、計算書類の附属明細書で補助金額の誤記があり、事業活動計算書と整合していない事例等があった。チェック体制を整備するなどして、適正な事務を行われたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団は、ICT化による業務改善や業務委託費の見直しなどにより、収支改善に取り組まれたことを評価する。令和3年度に区立特別養護老人ホームが民営化され、令和5年度末で法人本部補助の廃止が予定されているなど、団体を取り巻く経営・運営面での大きな変化が続いている。引き続き、経営基盤の強化を進めるとともに、エリア別の多機能型運営への取り組みや、科学的根拠に基づく介護等により、サービスの質の向上に努められたい。

株式会社世田谷川場ふるさと公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、収支・事業計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年11月15日

実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村（富士山ビレジ・中野ビレジ）の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年10月13日、17日

実施内容 株式会社世田谷川場ふるさと公社並びに同公社及び今回監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村（富士山ビレジ・中野ビレジ）の担当所管部である生活文化政策部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年10月17日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷川場ふるさと公社の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

群馬県利根郡川場村大字谷地 1 3 2 0 番地

設立年月日

昭和 6 1 年 4 月 1 日

設立目的

区民健康村諸施設の運営管理並びに世田谷区民と川場村及び村民との多様な交流事業の実施により、区民の健康増進と余暇活動の充実等に寄与する。

組織（令和 4 年 9 月 3 0 日現在）

取締役会	1 0 人（代表取締役 2 人、取締役 8 人）
監査役	2 人
取締役管理部長兼営業部長	1 人
営業課	8 3 人（社員 3 0 人、嘱託社員 6 人、パートタイマー 4 7 人）
管理課	2 人（社員 1 人、パートタイマー 1 人）

主な事業内容

ア 施設運営維持管理事業

予約受付業務、フロント業務、施設設備保守管理業務、清掃・整備業務及び外構管理業務を行っている。

イ 川場村運動公園施設運営維持管理事業

予約受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

ウ 川場村森の学校施設運営維持管理事業

受付業務、清掃・建物管理業務及び外構管理業務を行っている。

エ レストラン運営事業

川場田園プラザ内のレストラン及びピザ工房並びに民家レストラン経営業務を行っている。

オ その他事業

移動教室運営事業、移動教室給食賄提供事業、一般賄提供事業、川場村学校給食調理事業、売店経営事業、交流事業運営事業（健康村里山自然学校等）、再生可能エネルギー供給事業等の事業を行っている。

令和3年度決算状況（令和2年度決算状況）

ア 損益の状況

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
(A) 売上高	616,519,524	591,007,251
(B) 売上原価	107,379,060	91,401,833
(C) 販売費及び一般管理費	533,459,459	519,410,828
(D) 営業利益 (A) - (B) - (C)	24,318,995	19,805,410
(E) 営業外収益	7,915,200	10,036,588
(F) 営業外費用	1,102,783	1,027,267
(G) 経常利益 (D) + (E) - (F)	17,506,578	10,796,089
(H) 特別利益	11,004,200	9,539,342
(I) 特別損失	2	306,666
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	6,502,380	1,563,413
(K) 法人税住民税及び事業税	204,627	214,217
(L) 当期純利益 (J) - (K)	6,707,007	1,777,630

注：決算状況（損益の状況）は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

イ 株主資本等変動（繰越利益剰余金の状況）

単位：円

	令和3年度	令和2年度
(A) 当期首残高	241,863,207	243,640,837
(B) 剰余金の配当	0	0
(C) 当期純利益	6,707,007	1,777,630
(D) 当期変動額 (B) + (C)	6,707,007	1,777,630
(E) 当期末残高 (A) + (D)	235,156,200	241,863,207

注：決算状況（繰越利益剰余金の状況）は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

(3) 区の財政援助等

出資等

区は、昭和61年4月の株式会社設立に当たり、3,000万円を出資している。

株式会社世田谷川場ふるさと公社の資本金総額は4,000万円となり、区の出資比率は75%である。

公の施設の管理

区は、世田谷区民健康村(富士山ビレジ(群馬県利根郡川場村大字谷地内)・中野ビレジ(群馬県利根郡川場村大字中野内))について、平成29年度から令和3年度まで及び令和4年度から令和8年度まで、株式会社世田谷川場ふるさと公社を指定管理者として指定している。

令和3年度の指定管理料は、合計3億8,863万9,839円となっている。

また、これらの施設については、利用料金制を導入している。令和3年度の利用料金収入は、8,484万3,716円である。

世田谷区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)の令和3年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	388,639,839	人件費	241,198,293
利用料金収入	84,843,716	施設維持管理経費	95,247,796
		その他経費	139,777,026
合計	473,483,555	合計	476,223,115
		収支差額	2,739,560

3 監査の結果

株式会社世田谷川場ふるさと公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び監査対象とした公の施設である世田谷区民健康村(富士山ビレジ・中野ビレジ)の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、指定管理事業とその他事業との間の人件費振替において、継続的に一定の配賦基準を用いているものの、当該基準が明文化されておらず、その妥当性が検証できない状況であった。今後は、当該基準の妥当性を確保するための合理的な根拠を整理し、区と協議の上、当該基準の明文化に努められたい。

株式会社世田谷川場ふるさと公社は、昭和61年の施設開設以来、区民の第2のふるさとづくりを進めるという健康村事業の理念に沿った施設・事業の運営を行われており、その実績を評価する。物価高やエネルギー価格の高騰などにより厳しい経営状況が続いているが、今後も、より多くの区民に川場村を訪れてもらえるよう、業務効率とサービスレベルの高い施設運営や創意工夫のある交流事業の展開に期待する。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効率的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和5年1月23日

実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設である自転車等駐車場の担当所管部である土木部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年11月11日、30日、12月8日

実施内容 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター並びに同センターの担当所管部である経済産業部及び今回監査対象とした公の施設である自転車等駐車場の担当所管部である土木部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月11日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区宮坂一丁目24番6号 宮坂区民センター内

設立年月日

昭和53年7月9日

(世田谷区高齢者事業団(任意団体)として発足。昭和55年12月1日に社団法人シルバー人材センター世田谷区高齢者事業団となり、平成2年7月1日に社団法人世田谷区シルバー人材センターに名称変更。平成23年4月1日に社団法人から公益社団法人へ移行)

設立目的

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

組織(令和4年9月30日現在)

理事会 9人(会長1人、副会長1人、常務理事1人、理事6人)

監事 2人

事務局 35人(常勤16人、非常勤1人、臨時18人)

事務局長(常務理事兼務) 1人

本部事務局 24人

烏山支部室 10人

主な事業内容

ア 臨時的かつ短期的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための、就業の機会確保及び提供(就業は雇用によるものを除く。)

区からの各種公共事業や指定管理者に関する業務、民間企業からの各種業務のほか、植木^{せん}剪定や家事援助サービス、除草等の業務を家庭から受注し、各会員へ就業の機会を提供している。

また、受注業務の発注量・職種の拡大などを図るため、全理事による発注者への訪問活動を行っている。

イ 高齢者に対する就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

入会時研修、自転車等駐車場の就業会員全員への接遇研修、植木^{せん}剪定や毛筆筆耕などの技能研修、家事援助サービス就業会員研修などを実施している。

ウ 社会奉仕活動等を通じた高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

会報「シルバーせたがや」の発行やリーフレットの配布、ホームページによる情報発信、区の広報紙への掲載などを通し、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター事業のPRや各種教室の受講生募集などを行っている。

令和3年度決算状況（令和2年度決算状況）

単位：円

科目	令和3年度	令和2年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	1,375,198,061	1,327,065,714
(B) 経常費用計	1,379,419,751	1,312,002,526
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	4,221,690	15,063,188
(D) 経常外収益計	89,999	0
(E) 経常外費用計	2	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	89,997	0
(G) 当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	4,131,693	15,063,188
(H) 一般正味財産期首残高	120,478,733	105,415,545
(I) 一般正味財産期末残高 (G) + (H)	116,347,040	120,478,733
指定正味財産増減の部		
(J) 指定正味財産期首残高	284,461	0
(K) 指定正味財産期末残高	229,319	284,461
正味財産期末残高		
(L) 正味財産期末残高 (I) + (K)	116,576,359	120,763,194

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

補助金

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益社団法人世田谷区シルバー人材センター事業補助金	192,592,752	85,505,093
管理運営 管理職員人件費	41,568,127	28,058,000
事業運営 事業職員人件費、事業費	151,024,625	57,447,093
合計	192,592,752	85,505,093

公の施設の管理

区は、自転車等駐車場54箇所、レンタサイクルポート7箇所について、令和3年度から令和7年度まで、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターを指定管理者として指定している。

令和3年度の指定管理料は、レンタサイクルポートについて、自転車維持管理業務として900万円となっている。なお、自転車等駐車場については、指定管理料の支出はなかった。

また、自転車等駐車場及びレンタサイクルポートの管理については、利用料金制を導入している。令和3年度の利用料金収入の合計は5億5,896万5,850円で、そのうち、今回監査対象とした自転車等駐車場(駒沢自転車等駐車場外53箇所)の利用料金収入は5億1,468万1,750円である。

自転車等駐車場の令和3年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
利用料金収入	514,681,750	人件費	286,681,355
		施設維持管理経費	166,523,692
		事務費	28,668,135
		区への納付金	32,808,568
合計	514,681,750	合計	514,681,750
		収支差額	0

3 監査の結果

公益社団法人世田谷区シルバー人材センターにおいて、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である自転車等駐車場の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センターは、利用者の声を踏まえながら、大型自転車の増加に伴うスペース確保、利用料金のキャッシュレス化、利用率の低い自転車等駐車場料金の値下げなど自転車等駐車場の利用率向上に取り組まれていることを評価する。引き続き、利用者ニーズの把握に努め、区とも協議しながら、更なる利用率向上に向けた取組みを積極的に進められたい。また、高齢者の就業状況が大きく変化する中、仕事の新規開拓やPR活動の促進等により、会員数の拡大に鋭意取り組まれたい。

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和5年1月13日

実施内容 社会福祉法人世田谷ボランティア協会並びに担当所管部である保健福祉政策部及び障害福祉部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年12月1日、7日、14日

実施内容 社会福祉法人世田谷ボランティア協会並びに担当所管部である保健福祉政策部及び障害福祉部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月16日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷ボランティア協会の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区下馬二丁目20番14号

沿革

昭和56年10月に民間のボランティア活動推進機関（任意団体）として世田谷ボランティア協会が設立され、平成8年10月に社会福祉法人として

設立認可された。第二種社会福祉事業である障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、移動支援事業等を行うほか、公益事業としてボランティアコーディネート事業、ボランティア学習事業及びせたがや災害ボランティアセンター事業等、ボランティア・市民活動推進事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷ボランティア協会 事業助成補助金	107,654,173	99,795,808
法人運営事業及びボランティア活動 推進事業に係る人件費、運営管理費	107,654,173	99,795,808
世田谷区介護・訓練等給付事業補助金	125,389,344	63,052,719
ケアセンターふらっと	125,389,344	63,052,719
世田谷区市民活動支援補助金	1,741,719	1,500,000
世田谷区介護人材採用活動経費助成金	62,700	57,000
合計	234,847,936	164,405,527

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷ボランティア協会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、補助金交付額に影響はないものの、WEBサイトの作成に関する業務委託費の支出が、社会福祉法人世田谷ボランティア協会事業助成補助金と世田谷区市民活動支援補助金の収支報告書に二重計上されていた。また、決算書の附属明細書である補助金事業等収益明細書に金額の誤記が見られるなど、会計経理上の誤りが散見された。業務体制の仕組みを改善するなどして、適正な事務を行われたい。

社会福祉法人世田谷ボランティア協会は、コロナ禍の中でも相談体制を維持し、地域のボランティア拠点の拡充や、パートナーセンター構想の推進、高次脳機能障害に特化した通所事業の安定的運営など、多様な事業に取り組みられたことを評価する。

また、ボランティアマッチング事業では、ボランティア人材の登録システムである「おたがいさまbank」に加え、AIを活用したマッチングシステム「世田谷版GBER」を導入した。ボランティアマッチングの実効性が高まるよう、各マッチングシステムの効果検証を行うとともに、ホームページの利便性向上を工夫するなどして、ボランティア活動の更なる促進に資するよう期待する。

株式会社我喜大笑

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和5年1月17日

実施内容 株式会社我喜大笑及び担当所管部である保育部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年12月2日、13日

実施内容 株式会社我喜大笑及び担当所管部である保育部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社我喜大笑の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

千代田区神田駿河台一丁目7番10号 YK駿河台ビル4階

沿革

平成21年10月に設立し、保育所の運営、保育人材の派遣・紹介を行っている。平成30年4月に保育園夢未来桜新町園を開設し、認可保育所1園、東京都認証保育所3園の運営を行うほか、関東を中心に介護保険法に基づく通所介護の高齢者福祉事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和3年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区認証保育所運営費補助金	108,589,951	67,110,600
世田谷区保育士等処遇改善助成金	336,000	336,000
世田谷区保育士等キャリアアップ補助金	7,888,000	7,872,000
世田谷区保育力強化事業補助金	574,000	574,000
世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金	14,481,000	10,626,700
世田谷区認証保育所障害児保育加算補助金	90,000	90,000
令和3年度世田谷区新型コロナウイルス感染症に関する認可外保育施設に対する緊急対応補助金	399,794	399,794
令和3年度世田谷区新型コロナウイルス感染症により臨時休園等をした保育施設等に対する補助金	4,538,930	4,538,930
合計	136,897,675	91,548,024

3 監査の結果

株式会社我喜大笑において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社我喜大笑は、多様な保育ニーズに応え、安心安全に預けられる保育の提供に向けて、福利厚生充実、風通しの良い職場づくりなどを行っており、保育職員の定着率向上の積極的な取り組みを評価する。引き続き、働きやすい職場環境の維持と園児一人ひとりの個性や特性を大切にする質の高い保育の提供に努められたい。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、保健医療福祉総合プラザ(世田谷区松原六丁目37番10号)の管理運営に係る事業を対象に、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和5年1月16日

実施内容 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び今回監査対象とした公の施設である保健医療福祉総合プラザの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年11月7日、10日

実施内容 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社及び今回監査対象とした公の施設である保健医療福祉総合プラザの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月10日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認したシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

沿革

昭和61年11月に設立され、主に給食業務、学童・放課後クラブ運営業務、図書館業務、人材派遣業務、寮・保養所管理業務、管理サービス業務、ビルメンテナンス業務、警備業務などを行っている。

令和2年度から保健医療福祉総合プラザの指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、保健医療福祉総合プラザについて、令和2年度から令和6年度までシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者として指定している。

令和3年度の指定管理料は、2億5,992万1,000円である。

また、当施設は利用料金制を導入しており、令和3年度の利用料金収入は、1,143万7,670円である。

保健医療福祉総合プラザの令和3年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	259,921,000	人件費	70,144,406
利用料金収入	11,437,670	事業運営費	61,729,963
その他の収入	691,392	施設・設備 維持管理業務	126,789,000
		事務経費 / 諸経費	9,844,400
		感染症対策費 (臨時経費)	2,280,419
合計	272,050,062	合計	270,788,188
		収支差額	1,261,874

3 監査の結果

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社において、監査対象とした公の施設である保健医療福祉総合プラザの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、年度協定書では指定管理料を月毎に請求・支出することになっているが、令和3年4月から9月分の指定管理料が10月にまとめて請求・支出されていた。団体と担当所管部においては、事務手続きに遅延が生じないように、適切な事務を行われたい。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、新型コロナウイルス感染症の拡大下においても円滑な施設管理を行い、各事業の中止・縮小を余儀なくされながらも、拠点内の連携事業や福祉関係団体等との地域交流事業を実施されたことを評価する。施設の認知度とサービスの向上につながる効果的な情報発信への取組みと、保健医療福祉の全区的な拠点としての事業展開に期待する。

社会福祉法人武蔵野会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、九品仏生活実習所（世田谷区奥沢7丁目39番13号）、九品仏生活実習所中町分場（世田谷区中町2丁目25番17号）の管理運営に係る事業を対象に、令和3年度及び令和4年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和5年1月16日

実施内容 社会福祉法人武蔵野会及び今回監査対象とした公の施設である九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場の担当所管部である障害福祉部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和4年11月9日、14日

実施内容 社会福祉法人武蔵野会及び今回監査対象とした公の施設である九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場の担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和4年11月14日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人武蔵野会の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

八王子市旭町12番4号 日本生命八王子ビル2階201

沿革

昭和38年6月に社会福祉法人として設立認可され、第一種及び第二種社会福祉事業である障害福祉サービス事業等を東京・静岡で行っており、指定管理者として区内5箇所で施設を運営している。平成17年4月から九品仏生活実習所、平成22年4月から九品仏生活実習所中町分場の指定管理者の指定を受け、障害者自立支援法に基づく生活介護の事業を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場について、令和2年度から令和6年度まで、社会福祉法人武蔵野会を指定管理者として指定している。令和3年度の指定管理料は、2億9,097万1,432円である。

九品仏生活実習所、九品仏生活実習所中町分場の令和3年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	290,971,432	人件費	157,138,829
その他収入	3,570,876	施設維持管理経費	91,534,494
		事業費	14,190,691
		その他の支出	2,596,825
合計	294,542,308	合計	265,460,839
		収支差額	29,081,469

3 監査の結果

社会福祉法人武蔵野会において、監査対象とした公の施設である九品仏生活実習所・中町分場の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人武蔵野会は、利用者への福祉サービスの質を向上するために、虐待防止セルフチェック、グループミーティング等により利用者支援を振り返り、日中活動検討委員会等で検証することで職員研修を充実させるなど事業所全体で改善に取り組んでいる。今後も利用者に寄り添ったサービスの質の向上に努められたい。

